事 務 連 絡 令和 6 年 6 月 1 9 日

動物医薬品検査所 御中

消費·安全局畜水産安全管理課課長補佐 (薬事審査管理班担当)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県宛て通知したので、御了知ください。



事 務 連 絡 令和6年6月19日

各都道府県畜産主務課 御中

農林水産省消費·安全局 畜水産安全管理課課長補佐 (薬事審査管理班担当)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 49 条第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(令和 6 年農林水産省令第 37 号)が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

# 1 改正の内容

犬の嘔吐誘発に使用されるロピニロール塩酸塩を有効成分とする点眼剤の 製造販売が承認されることに伴い、当該製剤を要指示医薬品に指定する。

また、既存製剤のうち、生物学的製剤のうちワクチンについては、製剤である外用剤であっても、その使用に当たって獣医師等の専門的な知識と技術を必要とすることから、要指示医薬品であることを明確化する。

## 2 施行期日

公布の日(令和6年6月19日)

### 3 参考

今般承認される動物用医薬品 (ロピニロール塩酸塩を有効成分とする点眼剤) の概要は以下のとおりです。

販売名:クレボル(物産アニマルヘルス株式会社)

効能又は効果:犬の嘔吐誘発

# (別添)

# 〇農林水産省令第三十七号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十九条第一項の規定に基づき、 動物用回 医薬品

等取 締規 別の一 部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月十九日

農林水産大臣 坂本 哲志

動 物用医薬品等取締規則の一 部を改正する省令

動物用 医 薬品等取締規則 (平成十六年農林水産省令第百七号)の一 部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下 「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、

これを加える。

正 後

改

類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤 とするも 別表第三 のであって、 (第百六十八条関係 ffする製剤。ただし、製剤である外用剤(生物次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩豆羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的

含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを目的とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外 含有する外皮用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。) 抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサ に使用することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを シンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤 学的製剤のうちワクチン(鶏痘ワクチンを除く。 イベルメクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを )である外用剤

~百五十 (略)

含有する眼適用の外用剤、

びにロピニロールを含有する眼適用の外用剤を除く。

ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを

マルボフロキサシンを含有する外皮用剤

) を 除く。

百五 百五十二・百五十三 ロピニロー (略)

> 别 表第三 (第百六十八条関係

改

正

前

、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤ベルメクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的 を除く。 する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤 タノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有 する外皮用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。)、ラ 用することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを含有 する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使 を含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イ 性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシン とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的 類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤(抗菌 を除く。

~百五十

百五十一・百五十二 (新設) 略

- 2 -

附則